

## 令和8年度公民館人権ふれあい講座共催実施要領

### (目的)

第1条 河内長野市人権協会（以下「人権協会」という。）は、河内長野市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が公民館で実施する人権課題に係る教育・啓発活動等（以下「公民館人権ふれあい講座」という。）を共催することにより、人権尊重のまちづくりのより一層の推進に寄与する。

### (共催対象事業)

第2条 共催対象とする事業は、教育委員会が公民館で実施する人権尊重の理念に基づき人権尊重思想の普及・高揚を目的とした人権教育・啓発推進事業とし、地域住民等広く参加が見込まれるもので、次の各号に掲げるテーマに沿ったものとする。

- (1) 障がい者
- (2) 部落差別（同和問題）
- (3) 外国人
- (4) ハンセン病問題
- (5) インターネット上の人権侵害
- (6) 性的マイノリティ
- (7) こども
- (8) 優生思想
- (9) 平和
- (10) 北朝鮮当局による拉致問題
- (11) 犯罪被害者
- (12) 女性
- (13) 高齢者
- (14) その他の人権問題

### (役割分担)

第3条 教育委員会は公民館人権ふれあい講座を実施し、人権協会はこの要領の規定に基づき、公民館人権ふれあい講座の実施に要した経費を負担する。

(共催申請及び負担額決定)

第4条 教育委員会は、公民館人権ふれあい講座の実施について、人権協会に対し、別に定める様式により共催の申請を行うものとする。ただし、申請は1公民館につき、1講座とする。

2 人権協会は、共催による講座の実施が適当であると認める場合は、講座の共催及び次条に規定する事業費の負担額を決定し、教育委員会に通知するものとする。

(事業費の負担)

第5条 人権協会は、公民館人権ふれあい講座を実施するために必要な経費として、予算の範囲内で、1講座につき2万円以内で事業費を負担するものとする。

2 前項の事業費には、事前打合せ等に係る経費、食糧費、記念品代等に要する費用は、含まないものとする。

(事業完了報告)

第6条 事業完了後、教育委員会は、人権協会に対して報告を行うものとする。

(その他)

第7条 人権協会及び教育委員会は、公民館人権ふれあい講座の実施及び運営を円滑に実施するため、相互に協力し、必要に応じて、協議を行うものとする。

(年間事業計画の策定)

第8条 人権協会及び教育委員会は、毎年度、公民館人権ふれあい講座の実施及び運営に関し、年間事業計画等を作成するものとする。

(事業実績の公表等)

第9条 人権協会は、毎年、前年度に実施した公民館人権ふれあい講座の実績等について、公表等を行うものとする。